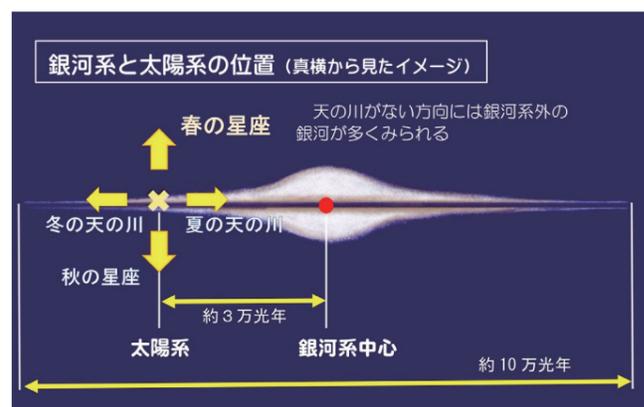


**春**の星座には南会津町のシンボル「天の川」が見えます。明るく目立つ星も多くありません。理由があります。私たちの太陽系は約1千億個の星の大集団（銀河系）の中にあります。円盤状をした銀河系の中心方向は特に星がたくさん見え、これが夏の天の川です。反対方向を見れば冬の天の川です（「星空浴のすすめ vol.4」を参照）。春は円盤の垂直方向を見ることがになるので星は少なく天の川も見ることができないのです。

**実**は、春の星空には天の川があるからこそ楽しめる見どころがあります。

**銀**河系には太陽のような恒星の原料のガスや塵など（星間物質）が大量に存在します。星間物質が天の川の濃淡のもとになり、星雲をつくります。しかし、時には天

文学者にとってじゃまな存在でもあります。星間物質がその先の遠くの宇宙を目隠ししているからです。もし、星間物質がなければ天の川はもっとたくさん星であれば天に見えはるはずなのです。



**春**は銀河系の垂直方向を見るので、星の数は少ないですが、銀河系内の星間物質にほとんどじゃまされません。春は銀河系の外側のずっと先の宇宙を観測するために適した季節なのです。そのため春の星空を「宇宙の窓」と呼びます。

**宇**宙の果ては、138億光年先と言われています。現在人類が撮影出来ている最も遠い可能性のある天体は135億光年先のHD1という銀河で、ろくぶんぎ座という春の星座の中にあります。135億光年先の銀河は、宇宙が誕生して3億年しかたっていない姿を私たちに見せてくれるのです。

**望**遠鏡で見る銀河は、はつきり見えないかもしれませんが、そこにも数千億個の星があり、中には文明を発展させた生物がいるかもしれない。そんな想像をしながら望遠鏡をのぞくと、広大な宇宙の中の自分に気づき、特別な気持ちに浸れるものです。



ご意見・ご要望はコチラまで  
商工観光課 電話 0241-62-6200

**今**回は肉眼では見えない星の観察は、何億光年も先からやってくる、見えない銀河の光をイメージしながら楽しんではいかががでしょうか。  
たじま天文同好会 古川 晃

日本の森林は国土の約7割を占めており、環境保全や防災、水の浄化など、様々な場面で私たちの暮らしを支えています。しかし、担い手不足などにより、手入れ不足の森林が増えているのが現状です。このような中、令和元年度に市町村による森林整備等のための新たな財源として国による「森林環境譲与税」の譲与がスタートしました。

令和6年度から森林環境税の課税が始まります。

森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。

その税収は国から市町村・都道府県に「森林環境譲与税」として配分され、森林整備などに活用されます。

個人町・県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間、年額1,000円（町500円、県500円）が臨時的に引き上げられ、賦課徴収されていました。令和6年度からはこの臨時措置が終了し、新たに森林環境税が課税されます。

| 税        |        | 令和5年度まで | 令和6年度以降 |
|----------|--------|---------|---------|
| 国税       | 森林環境税  | -       | 1,000円  |
| 個人住民税均等割 | 町民税均等割 | 3,500円  | 3,000円  |
|          | 県民税均等割 | 2,500円  | 2,000円  |
| 計        |        | 6,000円  | 6,000円  |

令和6年度、町では森林環境譲与税を活用して次の事業を予定しています。

【森林整備】

◆搬出間伐促進事業

町内の私有林人工林における間伐による森林整備の推進のため、搬出材積に応じて1haあたり50万円〜60万円を補助します。

◆林道等維持集落活動支援事業

地域住民が行う林道の維持管理に要する費用を補助します。

ただし、事業実施後、3年以内で森林施策を実施するものします。

【人材育成・確保】

◆労働安全衛生推進事業

労働安全装備品の購入や安全衛生講習の受講に要する費用を一部補助します。

◆林業従事者就業奨励事業

町外から町内の林業事業体に新たに就業した林業従事者に、一律20万円を補助します。

◆林業関係作業安全基礎講習会事業

林業機械による事故を防ぐとともに、町の森林整備の促進に寄与するため基礎講習会を実施します。

【木材利用】

◆駒止湿原、宮床湿原、ひめさゆり群生地木道改修事業

湿原を守るため、町内湿原等の木道を改修します。

◆木育インストラクター養成事業

地域で木育を推進していくリーダーを養成するための講座を開催します。

【普及啓発】

◆林産業PR事業

町内の林産業の魅力を発信するため、南会津林業祭を開催します。

◆木育キャラバンの開催

町の地域資源や自然、森林の魅力を見つめなおすきっかけづくりのため、移動型おもちゃ美術館を開催します。

◆木の絵本製作事業

町産スギを活用した木の絵本を子どもたちと一緒に作り上げ、木材利用の普及促進に貢献します。

※詳細はお問い合わせください。



【森林環境税の課税に関する問合せ】

税務課 町税係 電話 0241-62-6110

【森林環境譲与税の活用に関する問合せ】

農林課 林業振興係 電話 0241-62-6220

森林環境税の詳細については  
こちら▶  
(林野庁ホームページ)



事業の詳細について

森林環境譲与税は、子どもたちと町の未来のため、大切に活用します。事業に関する詳細は、町ホームページや公式LINE等で随時お知らせします。

これまでの使途  
状況はコチラ▶  
(町ホームページ)

